

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成27年9月11日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

- (1) 審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を提出するものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式3により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等へ出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
狩 俣 信 子 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	亀濱玲子委員	宮城一郎委員
--	--------	--------

座波一委員	新垣新委員	西銘啓史郎委員
-------	-------	---------

大城一馬委員	瀬長美佐雄委員	比嘉瑞己委員
--------	---------	--------

大城憲幸委員	座喜味一幸委員	花城大輔委員
--------	---------	--------

親川敬委員	上原正次委員	新垣光栄委員
-------	--------	--------

	上原章委員	糸洲朝則委員
--	-------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
平成28年 10月5日	水	本 会 議 各 委 員 了 後	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件 ○申し入れ書の提出について 	
10月14日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○平成27年度企業会計決算及び議決議案の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑 	会 計 管 理 者 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員
10月17日	月	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項調査	関係室部局
10月18日	火	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月19日	水		○決算調査報告書整理日	
10月20日	木		○決算調査報告書整理日	
10月21日	金		<ul style="list-style-type: none"> ○決算特別委員への決算調査報告書の配付（正午までに） ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り（午後3時） 	
10月22日	土			
10月23日	日			
10月24日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議 	
10月25日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○総括質疑及び採決 ○平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成27年度一般会計及び特別会計決算 ○平成27年度企業会計決算 	

様式1

平成 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について常委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第○号 平成○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○事業会計決算の認定について

様式3

平成 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

書職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時

2 場 所 第7委員会室

様式2

平成 年 月 日

決算特別委員長
○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長
○ ○ ○ ○

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容

2 要調査事項

3 特記事項

様式4

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質疑発言通告

種別	常任委員長・知事等
質疑の要旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

平成 年 月 日

決算特別委員

印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 質問通告書の記載方法について」の記載例をごらんください。

平成28年10月5日

議会運営委員長
大城 一馬 殿

決算特別委員長
狩俣 信子

「決算議案の審査等に関する基本的事項について」
の改正について

みだしのことについて、下記の理由により、別紙のとおり改正することが望ましいとして本委員会において意見の一致を見ましたので、議会運営委員会にて御協議いただきますようお願いいたします。

記

(理由)

決算特別委員会と常任委員会の間で所管事項が不明瞭となっている箇所及びこれまでの委員会運営の実態とそごがある箇所の文言の整理を行う。

議会運営委員会決定事項の一部改正（新旧対照表）

※「——」はこれまでの委員会運営の実態とそこがある箇所。「~~~~~」は決算特別委員会と常任委員会の間で所管事項が不明瞭な箇所。

決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正後）	決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正前）
<p>決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決算特別委員会の開催場所について 決算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。 2 審査日程について 決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。 3 調査依頼事項について (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。 (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。 4 各常任委員会における調査について (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。 (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならぬ。 (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。 	<p>決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決算特別委員会の開催場所について 決算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。 2 審査日程について 決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。 3 調査依頼事項について (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。 (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。 4 各常任委員会における調査について (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。 (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならぬ。 (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。

決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正後）	決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正前）
<p>(4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。</p> <p>(5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。</p> <p>(6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。</p> <p>(7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。</p> <p>5 決算調査報告書の作成及び配付について</p> <p>(1) 決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。</p> <p>(2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。</p> <p>(3) 要調査事項について</p> <p>ア 各常任委員会における質疑において、<u>要調査事項を提起しよ</u> <u>うとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言す</u> <u>るものとする。</u></p> <p>イ 各常任委員会における質疑終了後、<u>要調査事項を提起しよ</u> <u>うとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別</u> <u>委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項</u> <u>の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告する</u> <u>ものとする。</u></p> <p>ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中におい て、<u>要調査事項として報告することについて反対の意見が述べ</u> <u>られた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあ</u> <u>わせて報告するものとする。</u></p> <p>(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する 日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付 するものとする。</p> <p>(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。</p>	<p>(4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。</p> <p>(5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。</p> <p>(6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。</p> <p>(7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。</p> <p>5 決算調査報告書の作成及び配付について</p> <p>(1) 決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。</p> <p>(2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。</p> <p>(3) 要調査事項について</p> <p>ア 各常任委員会において要調査事項を提起する委員は、<u>提起の</u> <u>際にその理由を説明するものとする。</u></p> <p>イ 各常任委員会における調査終了後、<u>要調査事項を提起した委</u> <u>員が改めて要調査事項を提起する趣旨説明を行うものとする。</u> <u>その後、各常任委員会において総括質疑の必要性についての意</u> <u>見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特</u> <u>別委員会に報告するものとする。</u></p> <p>ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中におい て、<u>要調査事項として報告することについて反対の意見が述べ</u> <u>られた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあ</u> <u>わせて報告するものとする。</u></p> <p>(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する 日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付 するものとする。</p> <p>(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。</p>

決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正後）	決算議案の審査等に関する基本的事項について（改正前）
<p>6 調査報告書に対する質疑について</p> <p>(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるとする。</p> <p>(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。</p> <p>7 要調査事項に対する質疑について</p> <p>(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求め、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。</p> <p>(2) 知事等への総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。</p> <p>8 質疑の時間及び方法等について</p> <p>決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。</p> <p>9 理事会について</p> <p>決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。</p>	<p>6 調査報告書に対する質疑について</p> <p>(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるとする。</p> <p>(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。</p> <p>7 要調査事項に対する質疑について</p> <p>(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求め、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。</p> <p>(2) 知事等への総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。</p> <p>8 質疑の時間及び方法等について</p> <p>決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。</p> <p>9 理事会について</p> <p>決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。</p>
<p>6 調査報告書に対する質疑について</p> <p>(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるとする。</p> <p>(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。</p> <p>7 要調査事項に対する質疑について</p> <p>(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求め、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。</p> <p>(2) 知事等への総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。</p> <p>8 質疑の時間及び方法等について</p> <p>決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。</p> <p>9 理事会について</p> <p>決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。</p>	<p>6 調査報告書に対する質疑について</p> <p>(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるとする。</p> <p>(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。</p> <p>7 要調査事項に対する質疑について</p> <p>(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求め、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。</p> <p>(2) 知事等への総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。</p> <p>8 質疑の時間及び方法等について</p> <p>決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。</p> <p>9 理事会について</p> <p>決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。</p>

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。
 - (3) 要調査事項について

- ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。
 - イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。
 - ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。
- (4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
- (5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。
- 6 調査報告書に対する質疑について
- (1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。
- 7 要調査事項に対する質疑について
- (1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。
- (2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。
- 8 質疑の時間及び方法等について
決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。
- 9 理事会について
決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○平成○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○平成○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:正午 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等